



六管区水路通報第19号

令和5年5月19日

第六管区海上保安本部

【目次】

第215項	瀬戸内海	小豆島、池田湾	海上訓練
第216項	瀬戸内海	高松港東方、屋島湾	小型船操縦訓練
第217項	瀬戸内海	岡山水道、水門湾	掘下げ作業等
第218項	瀬戸内海	水島港	海上訓練
第219項	瀬戸内海	水島港	重量物荷役作業
第220項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第221項	瀬戸内海	壬生川港	灯浮標移設(予告)
第222項	瀬戸内海	燧灘、比岐島西方	海上訓練
第223項	瀬戸内海	広島港、第3区	護岸改修工事
第224項	瀬戸内海	広島港、第3区	オイルフェンス設置
第225項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	海上作業
第226項	瀬戸内海	広島湾、巖島南方	環境調査
第227項	瀬戸内海	広島湾、柱島北西方	海上訓練
第228項	瀬戸内海	大島瀬戸北東方	潜水作業
第229項	豊後水道	八幡浜港北西方、川之石港	小型船操縦訓練
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

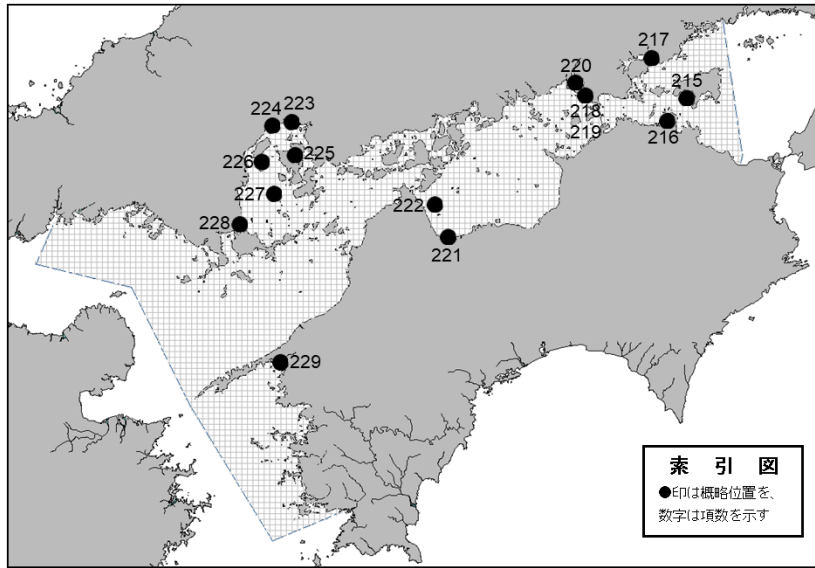
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

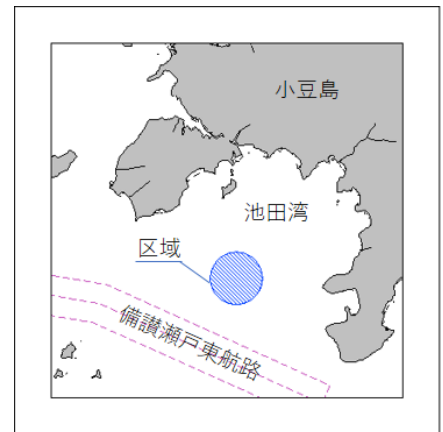
◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★5年215項 瀬戸内海 — 小豆島、池田湾 海上訓練

期 間 令和5年5月23日の0900～1500
 区 域 34-26.5N 134-11.4Eの地点を中心とする
 半径0.5海里の円内
 備 考 巡視船艇によるえい航訓練
 海 図 W137A-JP137A-W106-JP106-
 W153-JP153
 出 所 第六管区海上保安本部



★5年216項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練

期 間 令和5年6月3日、4日、17日、18日(予備日10日、11日、24日)の日出～日没
 位 置 34-21-54N 134-07-00E付近
 備 考 コースを示す浮標を設置
 海 図 W137A-JP137A
 出 所 第六管区海上保安本部



★5年217項 瀬戸内海 — 岡山水道、水門湾 掘下げ作業等

期間 令和5年5月22日～7月14日(予備日を含む)までの日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-36-19N 134-03-23E
- (2) 34-36-17N 134-03-25E
- (3) 34-36-14N 134-03-21E
- (4) 34-36-15N 134-03-19E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-36-15N 134-03-08E
- (2) 34-36-13N 134-03-10E
- (3) 34-36-11N 134-03-08E
- (4) 34-36-14N 134-03-05E

位置 34-35-44N 134-03-17E付近

- 備考 (1) バックホウ浚渫船(スパット式)で実施
(2) 潜水土による磁気探査作業を伴う
(3) 警戒船を配置

2. 瀬取り作業

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-35-42N 134-02-15E
- (2) 34-35-38N 134-02-17E
- (3) 34-35-37N 134-02-14E
- (4) 34-35-41N 134-02-11E

備考 夜間、作業船は区域内に停泊する

海図 W155

出所 第六管区海上保安本部



★5年218項 瀬戸内海 — 水島港 海上訓練

期間 令和5年6月1日の1330～1430

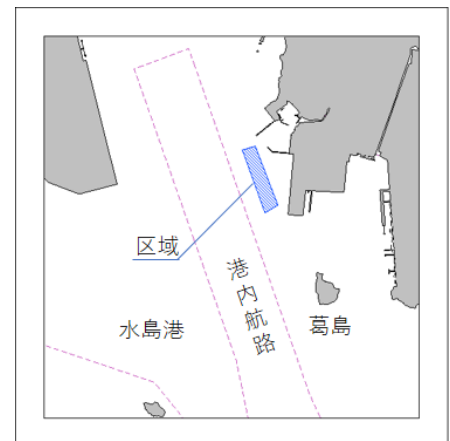
区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-24N 133-45-19E
- (2) 34-28-09N 133-45-26E
- (3) 34-28-07N 133-45-22E
- (4) 34-28-23N 133-45-15E

- 備考 (1) 作業船による油防除用資機材の展張訓練
(2) 警戒船を配置

海図 W1127A-JP1127A-W1122-W1116

出所 水島港長



★5年219項 瀬戸内海 — 水島港 重量物荷役作業

期間 令和5年5月31日～6月30日(予備日を含む)の0800～日没

区域1 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-56N 133-45-26E
- (2) 34-28-49N 133-45-24E
- (3) 34-28-45N 133-45-20E
- (4) 34-28-49N 133-45-16E
- (5) 34-28-58N 133-45-16E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-26N 133-45-30E
- (2) 34-28-23N 133-45-30E
- (3) 34-28-23N 133-45-25E
- (4) 34-28-26N 133-45-25E

- 備考 (1) 作業船のアンカー位置を示す浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海図 W1127A-JP1127A

出所 水島港長



★5年220項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等

1. 揚土作業

期間 令和5年5月24日～8月22日(予備日を含む)の日出～日没

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-29-15N 133-40-39E (岸線上)
- (2) 34-29-08N 133-40-39E
- (3) 34-29-08N 133-40-24E
- (4) 34-29-15N 133-40-24E (岸線上)

- 備考 (1) 区域内に排砂管及び作業船が設置され、排砂管を黄色灯で表示
(2) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置

2. 掘下げ作業

期間 令和5年6月1日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没

区域2 7地点により囲まれる区域

- (1) 34-31-11N 133-44-14E
- (2) 34-31-11N 133-44-18E
- (3) 34-31-03N 133-44-16E
- (4) 34-31-03N 133-44-18E
- (5) 34-30-54N 133-44-18E
- (6) 34-30-54N 133-44-13E
- (7) 34-31-01N 133-44-13E

- 備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

海図 W1127A-JP1127A-W1127B-JP1127B

出所 水島港長



★5年221項 瀬戸内海 — 壬生川港 灯浮標移設(予告)

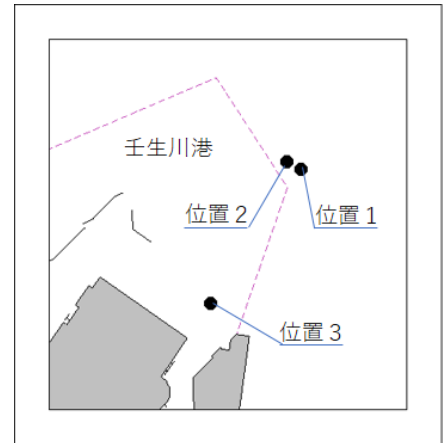
移設予定日 令和5年6月6日

1. 名称 東予港壬生川第1号灯浮標
移設後位置1 33-57-34.1N 133-08-03.5E
2. 名称 東予港壬生川第2号灯浮標
移設後位置2 33-57-37.1N 133-07-57.0E
3. 名称 東予港壬生川第4号灯浮標
移設後位置3 33-56-41.4N 133-07-20.6E

海図 W1236-W1128

参照書誌 411 4557、4558、4560番

出所 第六管区海上保安本部



★5年222項 瀬戸内海 — 燧灘、比岐島西方 海上訓練

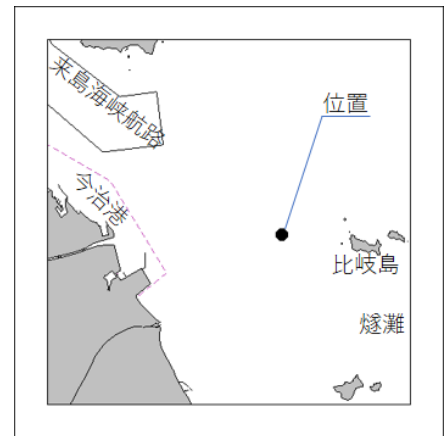
期間 令和5年5月25日の1300~1700(予備日28日の1300~1700)

位置 34-03-41N 133-04-30E付近

備考 巡視艇によるもやい銃発射訓練

海図 W104-JP104-W1128-W153-
JP153-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★5年223項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 護岸改修工事

期間 令和5年5月23日~7月31日の日出~日没

位置 34-21-30N 132-26-27E付近

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-21-25N 132-26-28E
- (2) 34-21-19N 132-26-27E
- (3) 34-21-19N 132-26-24E
- (4) 34-21-25N 132-26-25E

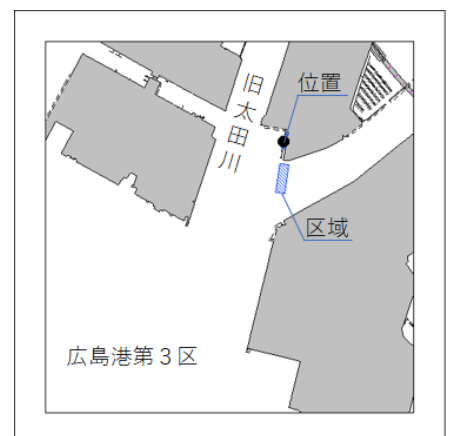
備考 (1) 作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下3mとなる位置に黄色灯付浮標を設置

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★5年224項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 オイルフェンス設置

期 間 令和5年5月20日の1200まで
区 域 2地点を結ぶ線上付近
(1) 34-20-55N 132-22-11E
(2) 34-20-53N 132-22-02E
備 考 オイルフェンスを示す赤色灯付浮標を設置
海 図 W1112B-JP1112B
出 所 広島港長



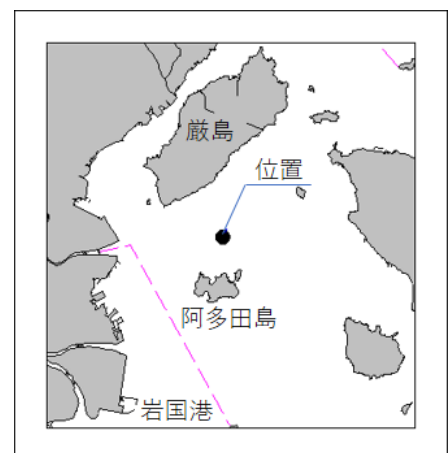
★5年225項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 海上作業

期 間 令和5年5月29日～7月28日(予備日を含む)までの日出～日没
位 置 34-14-46N 132-28-02E付近
備 考 (1) 磁気探査及びボーリング作業を実施
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置
海 図 W142-JP142
出 所 第六管区海上保安本部



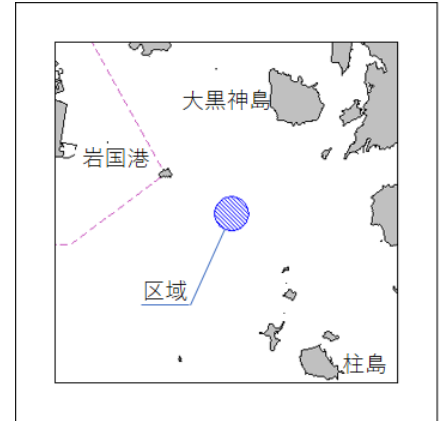
★5年226項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島南方 環境調査

期 間 令和5年6月2日(予備日5日～16日)の日出～日没
位 置 34-13.0N 132-18.6E
備 考 (1) 測量船による採水、採泥調査
(2) 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
海 図 W113-W142-JP142
出 所 第六管区海上保安本部



★5年227項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期間 令和5年5月31日の0900～1600
区域 34-06.0N 132-21.5Eの地点を中心とする
半径1000mの円内
備考 巡視船艇によるえい航訓練
海図 W113-W142-JP142-
W1108-JP1108
出所 第六管区海上保安本部



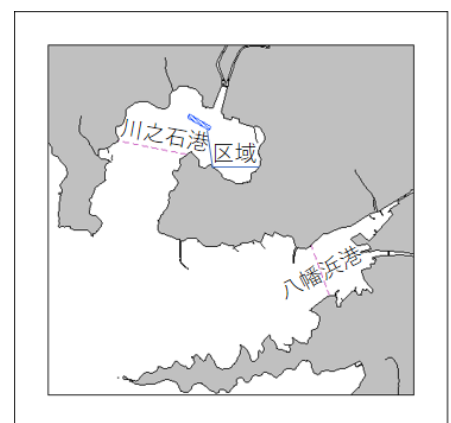
★5年228項 瀬戸内海 — 大島瀬戸北東方 潜水作業

期間 令和5年5月29日～6月16日(予備日を含む)の日出～日没
位置 33-58-52N 132-12-00E
区域 4地点により囲まれる区域
(1) 33-59-19N 132-12-14E
(2) 33-59-06N 132-12-08E
(3) 33-59-09N 132-12-03E
(4) 33-59-20N 132-12-07E
備考 (1) 藻場の調査
(2) 警戒船を配置
海図 W152-W142-JP142
出所 第六管区海上保安本部



★5年229項 豊後水道 — 八幡浜港北西方、川之石港 小型船操縦訓練

期間 令和5年6月5日～11日の日出～日没
区域 4地点により囲まれる区域
(1) 33-28-25N 132-23-30E
(2) 33-28-20N 132-23-41E
(3) 33-28-18N 132-23-40E
(4) 33-28-23N 132-23-29E
備考 区域内に浮標を設置
海図 W156-W1102-JP1102
出所 宇和島海上保安部



事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から
受付を開始します。



航行予定の事前の通報(事前通報)をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！
～海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部
(電話082-251-5111)





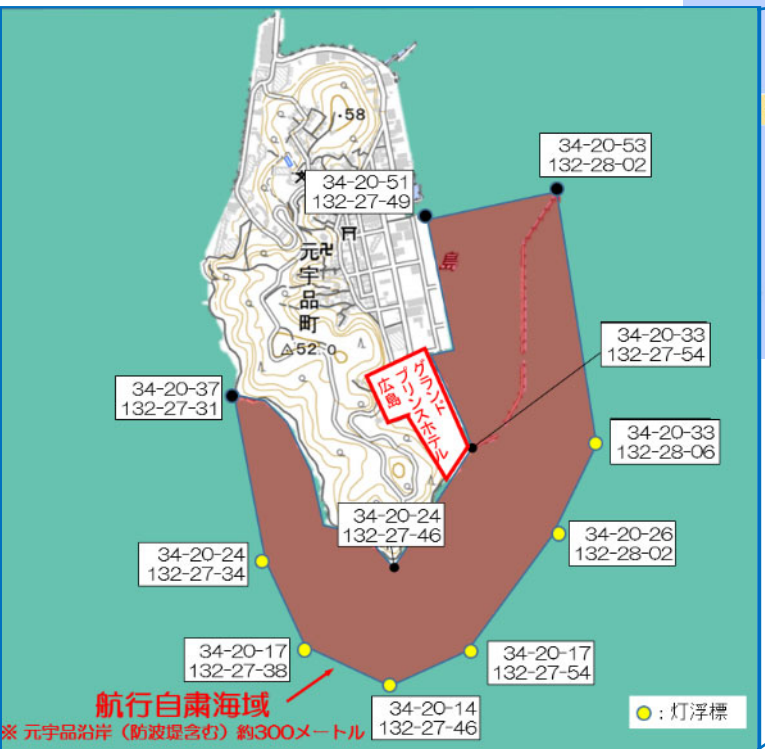
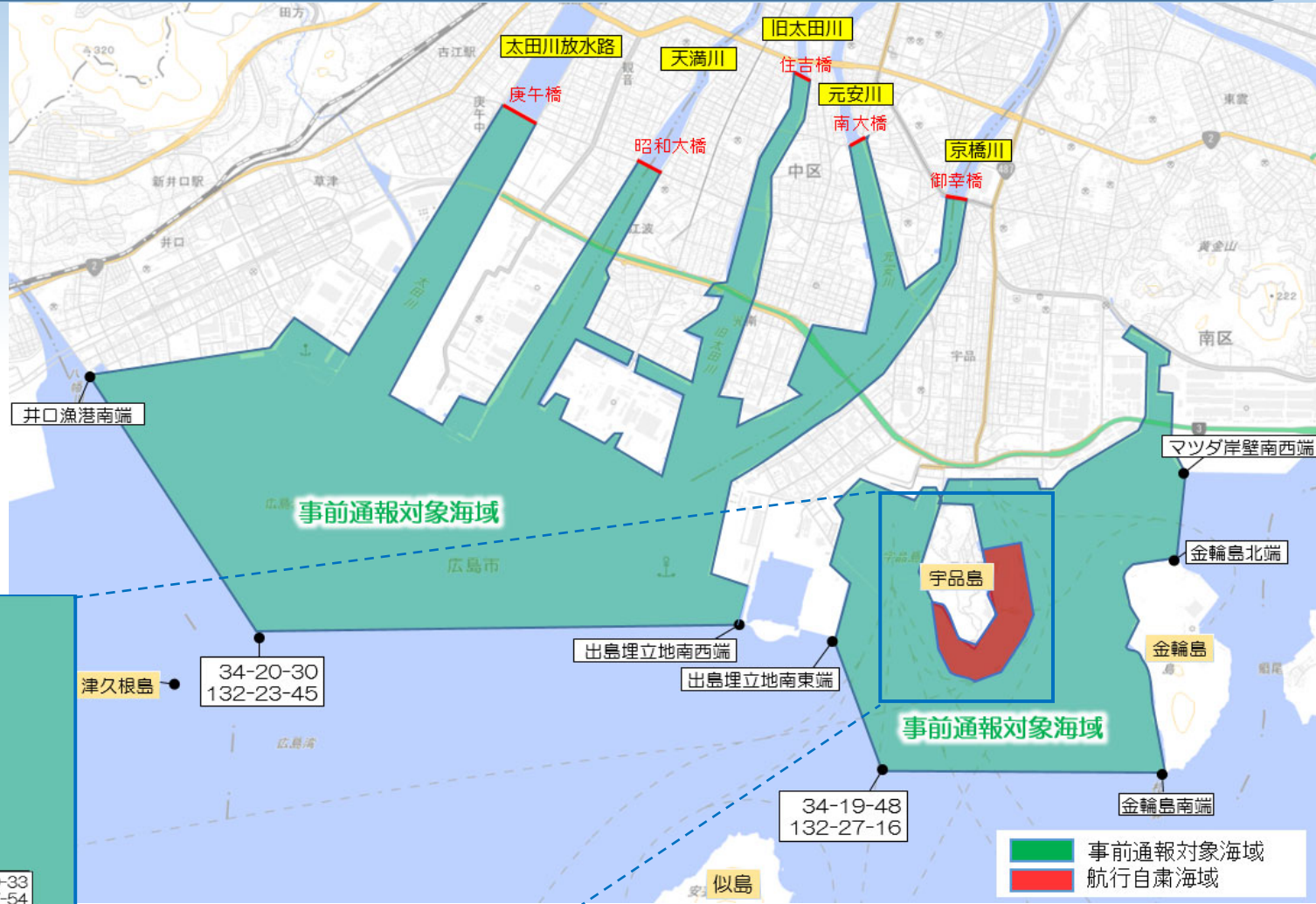
G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に
事前通報対象海域を航行する
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の
交付を受けることにな
った船舶は、識別旗を
お渡しますので、第
六管区海上保安本部
に取りに来ていただく
ことになります。
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、
航行自粛海域に
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を
行う可能性があります。
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。